

第97期 定時株主総会招集ご通知

日　時　2026年11月27日(金曜日)午前10時

場　所　大阪府吹田市桃山台５丁目３番10号
公益社　千里会館　会場：まほろば

決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

燦ホールディングス株式会社

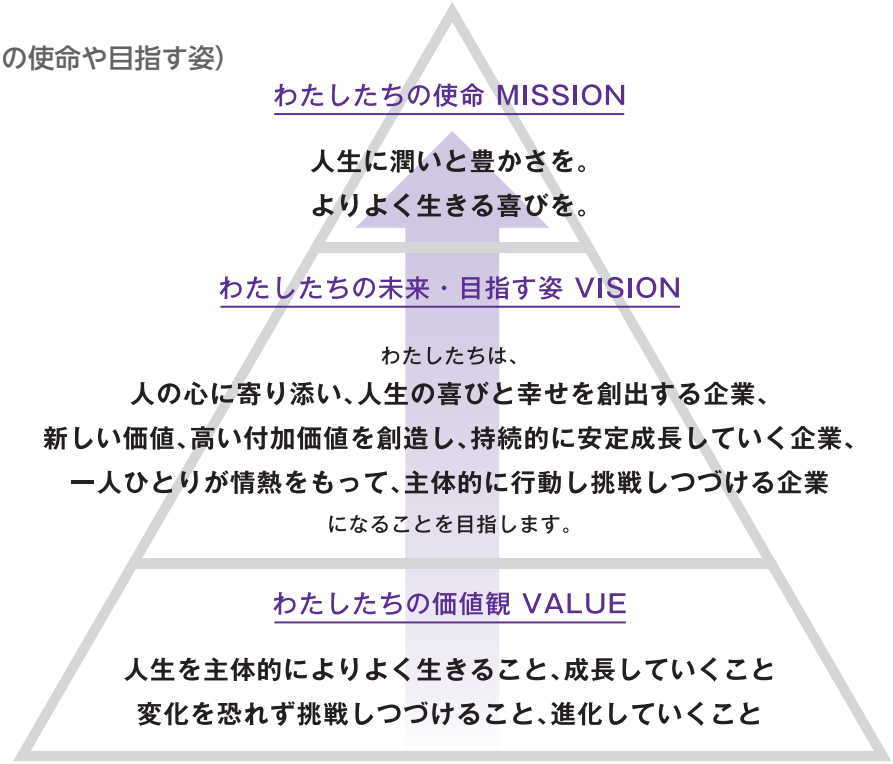
証券コード 9628

経営理念

パーパス
（わたしたちが社会の中で提供している存在価値、存在意義）

シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえる
ライフエンディングパートナー

経営理念
（わたしたちの使命や目指す姿）



わたしたちの使命 MISSION

人生に潤いと豊かさを。
よりよく生きる喜びを。

わたしたちの未来・目指す姿 VISION

わたしたちは、
人の心に寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、
新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、
一人ひとりが情熱をもって、主体的に行動し挑戦しつづける企業
になることを目指します。

わたしたちの価値観 VALUE

人生を主体的によりよく生きること、成長していくこと
変化を恐れず挑戦しつづけること、進化していくこと

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご支援とご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。
令和８年熊本地震ならびに令和８年８月千葉豪雨で被災された皆様やそのご家族に心よりお見舞い申しあげます。

当社第97期定時株主総会を2026年11月27日（金）に開催いたしますので、ここにご案内申しあげます。

当社は、2032年の創業100年に向け「葬儀事業の拡大」と「ライフエンディングサポート事業の拡大」を掲げる「10年ビジョン」を推進しております。

2026年８月期は、中期経営計画（2025年度～2027年度）の初年度にあたります。2026年２月に株式交換により、こころネット㈱を連結子会社化し、新たに福島県、茨城県、栃木県および山梨県に事業展開エリアを拡大いたしました。
今後も、シニア世代とそのご家族の人生に寄り添い、ささえるライフエンディングパートナーとして、事業を通じて社会に貢献し、企業価値向上に努めてまいります。

株主の皆様には、何卒変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

代表取締役社長　**播島　聡**



証券コード　9628
2026年11月５日

株　主　各　位

大阪本社　大阪市北区天神橋四丁目６番39号
本　　店　大阪市中央区北浜二丁目６番11号
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長　播　島　　聡

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

令和８年熊本地震および令和８年８月千葉豪雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ホームページ】

https://www.san-hd.co.jp

（上記ホームページにアクセスいただき、ご確認ください。）

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/9628/teiji/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「燦ホールディングス」または「コード」に当社証券コード「9628」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、後述のご案内に従って2026年11月26日（木曜日）午後５時30分までに、議決権を行使してください。

本株主総会からライブ配信を中止させていただきますが、後日、株主総会当日の模様を当社ホームページ（https://www.san-hd.co.jp）にてオンデマンド配信することを予定しております。

株主総会にご出席くださる株主様とご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、株主総会におけるお土産のご提供はございませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時
（今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日の応当日と著しく離れた日となりましたのは、当社が第97期より事業年度の末日を３月31日から８月31日に変更したためであります。）

２．場　　所　大阪府吹田市桃山台５丁目３番10号
公益社　千里会館　会場：まほろば

３．目的事項

報告事項
１．第97期（2025年４月１日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第97期（2025年４月１日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

４．議決権の行使についてのご案内

⑴　電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合には、４～５頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2026年11月26日（木曜日）午後５時30分までに行使してください。

⑵　書面（郵送）による議決権行使の場合

①　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年11月26日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

②　書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

⑶　インターネット等と書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条第２項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがいまして、会計監査人および監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集通知の添付書類のほか、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載する事業報告の「業務の適正を確保するための体制」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。

◎今後の状況により、本株主総会の開催、運営等に関して大きな変更が生じる場合には、書面による郵送または当社ホームページ（https://www.san-hd.co.jp）において掲載することにより、お知らせいたします。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申しあげます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．インターネット等による議決権行使について

⑴　議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）

⑵　議決権行使の方法について

①　パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②　スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。※ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑶　議決権行使のお取扱いについて

①　議決権の行使期限は、2026年11月26日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

②　インターネット等と書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

③　議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
④　パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

⑷　パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
①　パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
②　パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
③　議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

⑸　パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
①　本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

②　その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］0120（782）031（受付時間　9：00～17：00　土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く）

2．議決権電子行使プラットフォームについて
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１．のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

事前質問のご案内

本株主総会において、株主の皆様からの事前のご質問を下記ウェブサイトにて受け付けいたします。

事前質問受付サイト：https://links-v.pdcp.jp/9628/2026/sanhd/
受付期間：2026年11月５日（木曜日）午前９時から2026年11月19日（木曜日）午後５時30分まで

・ログインの際は、ＩＤ（議決権行使書に記載の株主番号９桁）とパスワード（2026年8月末（基準日）時点における株主名簿上の株主様ご登録住所の郵便番号７桁）の入力が必要となります。
・議決権行使書を投函する場合は、必ずお手元に株主番号をお控えください。

ご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会当日にご紹介させていただく予定です。

以　上

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、累進配当政策を採用し、原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を継続的に実施する方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金28円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、673,754,032円となります。
2025年４月１日から2026年８月31日までの17か月間の変則決算となる当期の中間配当金（当社普通株式１株につき金28円50銭）に期末配当金を加えた当期の配当金は、当社普通株式１株につき57円（12か月換算すると40円）となり、前期と比べ１株につき３円（12か月換算）の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年11月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、2026年２月１日付でこころネット株式会社を株式交換により完全子会社化し、また2025年６月２日付で株式会社クニカネクストの全株式を取得して完全子会社化したことに伴い、両社およびその子会社が営む事業目的を現行定款第２条に定める当社事業目的に追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理およびこれに関連する業務 (1)～(41)　（条文省略） (42)　納骨堂の販売および運営管理 (43)～(45)　（条文省略） (46)　葬儀・納骨に関する情報の提供、仲介および斡旋業務 (47)～(48)　（条文省略） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．次の事業を営む会社<u>およびこれに相当する事業を営む外国会社</u>の株式または出資持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理およびこれに関連する業務 (1)～(41)　（現行どおり） (42)　<u>墓地、霊園および</u>納骨堂の<u>企画、設計、造成、施工、分譲、</u>販売および運営管理 (43)～(45)　（現行どおり） (46)　<u>冠婚葬祭</u>・納骨に関する情報の提供、仲介および斡旋業務 (47)～(48)　（現行どおり） <u>(49)　冠婚葬祭業務の前払式特定取引</u> <u>(50)　冠婚葬祭互助会の会員募集等に関する業務</u> <u>(51)　冠婚葬祭に伴う式場の経営および斡旋</u> <u>(52)　石材採掘および石材の加工販売</u> <u>(53)　石材、石材製品、建築材料、木工品、棺の仕入、販売および輸出入業</u>

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	(54)　建築石材工事、土木石材工事、造園工事、土木工事、石工工事等の設計および施工ならびに請負
（新設）	(55)　石材および石材製品の検査、管理
（新設）	(56)　石材および石材製品の梱包、配送
（新設）	(57)　石材および石材製品の加工、研磨
（新設）	(58)　石材、石材製品の梱包材および石材工事に伴う廃棄物の処理
（新設）	(59)　少額短期保険業者の保険契約の締結の代理または媒介
（新設）	(60)　酒類の販売
（新設）	(61)　訪問医療マッサージサービス業
(49)　上記(1)から(48)までに附帯または関連する一切の事業	(62)　上記(1)から(61)までに附帯または関連する一切の事業
2．（条文省略）	2．（現行どおり）
3．（条文省略）	3．（現行どおり）
4．（条文省略）	4．（現行どおり）
5．（条文省略）	5．（現行どおり）
6．（条文省略）	6．（現行どおり）

第３号議案　取締役６名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（６名）は任期満了となります。
つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	 野呂（のろ）裕一（ゆういち） （1962年８月30日生） 取締役会出席回数 22／22回 （100%） 再任	1986年４月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 1994年７月　ＡＩＧマーケティング出向（ＡＩＧ株式会社） 2001年４月　エイアイジー・スター生命保険株式会社出向 2004年６月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー顧客戦略統括部長 2006年４月　当社入社、執行役員マーケティング戦略部付部長 2007年６月　当社取締役マーケティング戦略部付部長 2008年６月　当社常務取締役 2009年６月　当社専務取締役 2011年６月　当社取締役副社長 2013年６月　当社代表取締役副社長 2016年４月　当社代表取締役社長 2019年４月　当社代表取締役会長（現任） 2024年10月　株式会社きずなホールディングス（現株式会社家族葬のファミーユ）取締役 2026年２月　こころネット株式会社取締役副会長（現任） （重要な兼職の状況） こころネット株式会社　取締役副会長	103,600株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者　野呂裕一氏は2016年４月から代表取締役社長として、2019年４月から代表取締役会長として、2020年４月からはライフフォワード株式会社の代表取締役会長として、また、2023年４月からは株式会社公益社の代表取締役会長として、企業価値向上に向けて当社グループの経営をリードしており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	 播島（はりしま）　聡（さとし） （1962年９月25日生） 取締役会出席回数 22／22回 （100%） 再任	1987年４月　株式会社リクルートコンピュータプリント（現株式会社リクルート）入社 1999年４月　当社入社 2003年10月　当社大阪営業部付部長 2005年４月　当社執行役員 2006年６月　当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 2007年６月　当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当 2009年６月　当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当 2011年６月　当社取締役副社長人事・購買担当 2013年６月　当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当 2015年４月　当社代表取締役副社長 2019年４月　当社代表取締役社長（現任） 2025年４月　株式会社きずなホールディングス（現株式会社家族葬のファミーユ）取締役会長 2026年４月　同社代表取締役社長兼グループCEO 2026年９月　株式会社公益社取締役会長（現任） 2026年９月　株式会社家族葬のファミーユ取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社公益社　取締役会長 株式会社家族葬のファミーユ　取締役会長 株式会社花駒　取締役会長 株式会社備前屋　代表取締役会長	420,800株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者　播島　聡氏は2013年６月から代表取締役副社長として、また、2016年４月から主要子会社である株式会社公益社の代表取締役社長、2019年４月から当社代表取締役社長として、2026年９月から株式会社公益社および株式会社家族葬のファミーユの取締役会長として、当社グループの経営戦略、営業戦略の推進に貢献しており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	 みや じま やす こ **宮 島 康 子** (1966年３月５日生) 取締役会出席回数 22／22回 (100%) 再任	1988年４月 大正海上システム開発株式会社（現ＭＳ＆ＡＤシステムズ株式会社）入社 1997年３月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 2006年５月 当社入社 2008年４月 当社マーケティング戦略部付部長 2009年６月 当社執行役員マーケティング戦略部付部長 2010年６月 当社常務執行役員マーケティング戦略部長 2016年４月 当社専務執行役員情報システム本部長 2017年６月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長 2018年４月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長兼情報システム部長 2019年４月 当社取締役専務執行役員 2023年４月 当社取締役専務執行役員 マーケティング企画部・システム＆オペレーション部・情報システム部管掌兼担当、マーケティング企画部長 2024年10月 株式会社きずなホールディングス（現株式会社家族葬のファミーユ）取締役 2025年６月 同社　代表取締役副社長 2026年９月 株式会社家族葬のファミーユ取締役副会長（現任） 2026年９月 当社取締役専務執行役員 マーケティング企画部管掌、システム＆オペレーション部・情報システム部管掌兼担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社家族葬のファミーユ　取締役副会長	77,200株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者　宮島康子氏は2017年６月から取締役として情報システム部門、子会社マーケティング企画部門を担当し、2019年４月からは取締役専務執行役員として当社マーケティング企画およびシステム＆オペレーション部門を担当し、また、2020年４月からはライフフォワード株式会社の代表取締役社長としてライフエンディングサポート事業を推進し、2025年６月から株式会社きずなホールディングスの代表取締役副社長として、2026年９月から株式会社家族葬のファミーユの取締役副会長を兼務し、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	 よこ　た　よし　ゆき **横　田　善　行** (1972年３月６日生) 取締役会出席回数 22／22回 (100%) 再任	1994年４月　株式会社ガイアートクマガイ（現株式会社ガイアート）入社 1998年５月　パシフィックコンサルタンツ株式会社入社 2000年９月　当社入社 2017年４月　当社経理部長 2018年４月　当社人事部長 2019年４月　当社執行役員経営企画部長 2021年４月　当社執行役員経理部（財務計画）担当、人事部（人事企画）担当、経営企画部担当兼経営企画部長 2021年６月　当社取締役執行役員 経理部（財務計画）担当、人事部（人事企画）担当、経営企画部担当兼経営企画部長 2023年４月　当社取締役執行役員 総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長（現任） 2024年10月　株式会社きずなホールディングス（現株式会社家族葬のファミーユ）取締役 2026年２月　こころネット株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社グランセレモ東京　取締役 こころネット株式会社　取締役 株式会社ハートライン　取締役	32,600株
	【取締役候補者とした理由】 取締役候補者　横田善行氏は2017年４月から経理部長として、2018年４月からは人事部長として、2019年４月からは執行役員経営企画部長として、また、2020年４月からはライフフォワード株式会社の取締役として、2021年４月からは、執行役員として当社経理部（財務計画）、人事部（人事企画）、経営企画部を担当し、2022年４月に新規に設立した、合弁会社である株式会社グランセレモ東京の取締役を兼務し、2026年２月からこころネット株式会社の取締役を兼務しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>
よこみせ　かおる
横見瀬　薫
(1957年11月19日生)
取締役会出席回数
22／22回
(100%)
再任
社外</td><td>1981年４月　花王石鹸株式会社（現花王株式会社）入社
2013年10月　同社コーポレートコミュニケーション部門サステナビリティ推進部長
2014年12月　同社購買部門間接材部長
2018年４月　消費者庁入庁
2019年10月　内閣府参事官付政策企画専門官
2021年６月　松田産業株式会社　社外取締役（監査等委員）
2022年６月　当社社外取締役（現任）
2025年６月　株式会社AOKIホールディングス社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社AOKIホールディングス　社外取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】
社外取締役候補者　横見瀬　薫氏は大手洗剤メーカーにおけるＥＳＧ経営の推進、消費者行政分野における実務経験を有し、同氏の深い知見や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
6	 根岸（ねぎし） 千尋（ちひろ） (1968年11月２日生) 取締役会出席回数 19／19回 (100%) 2025年6月25日就任以降の出席回数 再任 社外	2008年１月 株式会社パソナフォーチュン（現株式会社パソナJOB HUB）入社 経営管理室長兼エグゼクティブサーチ室長 2009年10月 株式会社廣済堂（現株式会社広済堂ホールディングス）入社 情報イニシアティブ 上席スタッフ 2015年４月 同社 HC事業部 人材ビジネス本部 執行役員 本部長 2017年６月 同社 取締役 HRS事業部長兼ソリューション本部長 人材関係会社管掌 2018年６月 同社 常務取締役 人材関連事業統括 人材事業関連会社管掌 印刷事業変革プロジェクト推進責任者 2019年６月 同社 代表取締役社長 2021年７月 同社 専務取締役執行役員 2022年４月 東京博善株式会社 代表取締役会長兼社長 2022年４月 株式会社広済堂ネクスト 代表取締役社長 2022年６月 株式会社広済堂ホールディングス 専務取締役 COO（最高執行責任者） 2023年４月 株式会社広済堂ネクスト 取締役会長 2024年６月 株式会社広済堂ホールディングス 副社長上席執行役員 2025年６月 当社社外取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 社外取締役候補者　根岸千尋氏は人材ビジネスをはじめとする企業経営全般に関する豊富な知識を有し、また、人材サービス事業・情報ソリューション事業・エンディング関連事業を展開する上場会社の代表取締役を歴任され、特に同氏の経営者としての高い見識や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．横見瀬 薫、根岸千尋の両氏は、社外取締役候補者であります。

3．取締役候補者　宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
4．社外取締役候補者　横見瀬 薫氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
⑴　同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年５か月であります。
⑵　当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5．社外取締役候補者　根岸千尋氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
⑴　同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年５か月であります。
⑵　当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
⑶　同氏の取締役会出席回数は、2025年６月25日に社外取締役就任以降に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
6．社外取締役との責任限定契約について
当社は、横見瀬 薫、根岸千尋の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、横見瀬 薫、根岸千尋の両氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。
7．役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、また当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決され、各氏が取締役に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

第４号議案　監査役３名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役全員（３名）は任期満了となります。
つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	 はた　かずふみ 秦　一二三 (1959年５月28日生) 取締役会出席回数 22／22回 (100%) 再任	1985年９月　監査法人中央会計事務所入所 1993年３月　公認会計士登録 2006年９月　みすず監査法人　パートナー就任 2007年８月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 パートナー就任 2015年６月　当社顧問 2015年６月　当社常務執行役員監査担当 2016年６月　株式会社公益社監査役（現任） 2016年６月　当社常勤監査役（現任） 2024年10月　株式会社きずなホールディングス（現株式会社家族葬のファミーユ）監査役 2026年２月　こころネット株式会社監査役（現任） 2026年９月　株式会社家族葬のファミーユ監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社公益社　監査役 エクセル・サポート・サービス株式会社　監査役 株式会社葬仙　監査役 株式会社タルイ　監査役 ライフフォワード株式会社　監査役 株式会社クニカネクスト　監査役 株式会社家族葬のファミーユ　監査役 こころネット株式会社　監査役	0株
	【監査役候補者とした理由】 監査役候補者　秦　一二三氏は長年、公認会計士として会計・監査に関する知識と経験を有しており、同氏の培われた幅広い知見を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
2	 ほんま　かずまさ **本間　千雅** (1957年７月21日生) 取締役会出席回数 22／22回 (100%) 再任 社外	1982年４月　株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1995年10月　同行国際企画部調査役 1997年10月　株式会社日本インベスターズサービス（現株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ））出向 同社主席アナリスト 2001年５月　株式会社三井住友銀行 市場事務部部長代理 2003年１月　同行退職 2012年１月　弁護士登録 2012年６月　株式会社新潟公益社取締役（現任） 2014年12月　本間法律事務所設立 同事務所代表 2019年６月　当社社外監査役（現任） 2026年11月　新橋辻法律事務所弁護士（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社新潟公益社取締役（株式会社新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。）	2,800株
	【社外監査役候補者とした理由】 社外監査役候補者　本間千雅氏は金融機関や格付機関における業務を通じた企業財務分析力をあわせ持ち、葬祭会社（株式会社新潟公益社：新潟市）に取締役として関与することで、企業経営者としての見識を有しており、また、同氏の弁護士としての経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
3	 三上（みかみ）祐人（ゆうと） (1954年12月16日生) 取締役会出席回数 22／22回 (100%) 再任 社外	1981年９月　協和発酵株式会社入社 1983年12月　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社 1989年１月　ソニー・プルコ生命保険株式会社（現ソニー生命保険株式会社）入社 1998年４月　同社事務企画部統括部長 2007年４月　同社医務部統括部長 2010年４月　株式会社メモリード・ライフ入社執行役員顧客サービス部長 2011年６月　同社取締役執行役員顧客サービス部長兼システム部長 2014年９月　行政書士登録 2017年６月　行政書士三上祐人事務所長（現任） 2019年６月　当社社外監査役（現任）	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 社外監査役候補者　三上祐人氏は生命保険に精通するとともに、葬儀互助会のグループ会社の経営に関与したことで、企業経営者としての見識を有しており、また、同氏の行政書士としての経験と幅広い見識を当社の監査に活かしていただきたいためであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．本間千雅、三上祐人の両氏は、社外監査役候補者であります。
３．社外監査役候補者　本間千雅、三上祐人の両氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1)　両氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、いずれも本株主総会終結の時をもって７年５か月であります。
(2)　当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

4．監査役との責任限定契約について
当社は、秦 一二三、本間千雅、三上祐人の各氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
監査役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

5．役員等賠償責任保険契約について
当社は、保険会社との間で、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、また当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決され、各氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
役員等賠償責任保険契約の内容の概要は、次のとおりであります。
当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

以　上

（ご参考）スキルマトリックス

第３号議案および第４号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役および監査役のスキルマトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	役職	専門性・経験									
		企業経営	戦略立案	財務・会計	人事・労務	法務	営業・マーケティング	IT・デジタルテクノロジー	リスク管理コンプライアンス	ESG／SDGｓ	専門性（資格）
野呂　裕一	代表取締役会長	●	●				●				
播島　　聡	代表取締役社長	●					●		●		
宮島　康子	取締役専務執行役員						●	●			
横田　善行	取締役執行役員		●	●	●						
横見瀬　薫	社外取締役						●			●	
根岸　千尋	社外取締役	●	●					●			
秦　一二三	常勤監査役			●					●		公認会計士
本間　千雅	社外監査役					●			●		弁護士
三上　祐人	社外監査役					●			●		行政書士

※上記一覧表は取締役および監査役の有する知見や経験を３つまで記載しておりますが、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

事業報告

(2025年４月１日から2026年8月31日まで)

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．企業集団の事業の経過およびその成果

当社は、2025年６月25日開催の第96期定時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を３月31日から８月31日に変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度は2025年４月１日から2026年８月31日までの17か月間の変則決算となっております。このため、対前年同期増減については記載しておりません。

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、物価上昇や中東情勢の影響があるものの、緩やかな回復傾向がみられます。一方で、原油価格上昇や円安が物価に与える影響など、経済と物価をめぐる不確実性は高い状況が続いております。

当社が事業展開をしている葬儀業界では、65歳以上の高齢者人口の増加を背景に、葬儀に関する潜在ニーズは2040年まで継続的な増加が見込まれております。一方で、死亡者数が、2025年７月から2026年６月までは約155万人となり、2024年７月から2025年６月と比較し、傾向として約5.8%減少（引用：厚生労働省　人口動態統計速報)しており、当社事業もその影響を受けております。故人との大切な最後のお別れの場である葬儀の本質は変わりませんが、家族を中心に近しい人だけで行う家族葬のほか一日葬など、葬儀の形態が多様化しており葬儀施行単価の下落につながっております。加えて、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店やインターネットによる葬儀紹介会社の台頭により、特に小規模葬儀のサービス提供をめぐる競争が激化しております。また近年、葬儀業界およびライフエンディング業界におけるM＆Aが増加しており、業界全体の再編が進む状況下にあります。

当社は2032年に迎える創業100年に向けて、当社グループが進むべき方向、ありたい姿を定めた「10年ビジョン」において掲げた「葬儀事業の拡大」および「ライフエンディングサポート事業の拡大」の達成を目指し、「中期経営計画（2025年度～2027年度)」を推進しております。

上記の中期経営計画の重点項目である「葬儀事業の拡大」においては、自社による新規出店とM＆Aによる全国主要都市への店舗網の拡大により、「10年ビジョン」で掲げた2031年度にグループで550会館の出店を目指しております。

この取組みの一環として、当社グループは、2026年２月にこころネット㈱を株式交換により完全子会社化いたしました。当社グループの展開エリアは、北海道から九州まで21都道府県に広がり、日本全国で安心と信頼のサービス提供が可能になりました。日本最大の上場専業葬儀事業会社として、さらなる成長を目指してまいります。

もう一つの重点項目である「ライフエンディングサポート事業の拡大」においては、シニア世

代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフの向上に貢献することを目指しております。地域社会のニーズを踏まえ、リハビリ特化型デイサービス施設の運営や、訪問医療マッサージサービスの提供など、高品質なケア、サポートサービスの提供を通じて、安心な暮らしの実現を目指してまいります。加えて、葬儀前後に提供するサポートサービスとして、終活相談、返礼品や仏壇・仏具の販売、不動産仲介などを拡充しております。

当期の連結業績は、営業収益が577億36百万円となりました。費用については、営業費用は479億64百万円、販売費及び一般管理費は58億17百万円となりました。主な費用の増加は、㈱きずなホールディングス（現㈱家族葬のファミーユ：2026年９月１日に㈱家族葬のファミーユを存続会社とし㈱きずなホールディングスを消滅会社とする吸収合併を実施しました）等の連結子会社化によるのれん償却額11億４百万円の他、地代家賃を主とする出店関連コスト、将来の事業成長に備えた人員採用に係る採用費・人件費等によるものです。加えて、当期の連結業績には、こころネットグループセグメントの業績（2026年４月～2026年８月）が含まれております。この結果、営業利益は39億54百万円となりました。

営業外損益の主な増減は、受取利息46百万円、借入金等による支払利息２億73百万円、会館のリニューアル等に伴う解体撤去費用47百万円などを計上したことから、経常利益は37億34百万円となりました。

特別損益の主な増減は、こころネット㈱の連結子会社化に伴う負ののれん発生益28億10百万円、減損損失５億20百万円計上しております。以上により、税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は45億62百万円となりました。

当期のグループ葬祭各社の葬儀施行収入は、482億16百万円となりました。葬儀形態の多様化、自社による家族葬会館の出店、家族葬を主力とする㈱きずなホールディングスの連結子会社化により、グループ全体の葬儀施行件数に占める家族葬の割合が増加し、葬儀施行単価を下押しする要因となっております。一方で、グループ全体の葬儀施行件数ならびに葬儀施行収入は、マーケティング施策、営業推進施策等の取組み、ならびに、こころネット㈱の連結子会社化により伸長しております。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、葬儀後の手続き等の手数料収入を中心に、堅調に推移しております。

従来当社グループでは、葬祭４社および当社を中心とした会社グループ別の５つのセグメント、「公益社グループ」、「葬仙グループ」、「タルイグループ」、「きずなグループ」、「持株会社グループ」を報告セグメントとしておりましたが、当期に、こころネット㈱を連結子会社化し、報告セグメントとして「こころネットグループ」を新たに追加しております。

なお、「公益社グループ」には、㈱公益社に加え、㈱公益社の葬儀サービスのサポートのほか、介護サービス事業や高齢者施設での食事の提供等を行うエクセル・サポート・サービス㈱および、終活関連事業を行うライフフォワード㈱を含んでおります。

当期のセグメント別の経営成績は次のとおりです。

① 公益社グループ

当社の事業エリアにおける死亡者数が減少しており、その影響を受ける結果となりました。しかしながら、当社は首都圏・近畿圏ともに競争優位性を保っており、事業エリアにおける市場占有率（マーケットシェア）は維持しております。また、葬儀施行単価は、主に葬儀施行件数全体に占める直葬（火葬のみ）の増加により低下しました。一方、葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、葬儀後の手続き等の手数料収入を中心に伸長しました。

支出については、将来の事業成長に備えた店舗網の拡大に向け、出店関連費ならびに人員採用に係る採用・人件費等への投資によるものです。

この結果、当セグメントの売上高は273億81百万円、セグメント利益は28億26百万円となりました。

② 葬仙グループ

㈱葬仙を中心とする葬仙グループにおいては、葬儀施行件数は、事業エリアにおける死亡者数減少の影響を受けて減少しました。一方で、当社事業エリアにおける競争優位性は維持しており、市場占有率（マーケットシェア）は向上しております。葬儀施行単価は、一般葬儀の単価の維持により、安定的な水準を保ちました。また、葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、葬儀後の手続き等の手数料収入を中心に伸長しました。

この結果、当セグメントの売上高は22億59百万円、セグメント利益は１億99百万円となりました。

③ タルイグループ

タルイグループの㈱タルイにおいては、葬儀施行件数は、事業エリアにおける死亡者数減少の影響を受けて減少しました。一方で、当社事業エリアにおける競争優位性は維持しており、市場占有率（マーケットシェア）は維持しております。葬儀施行単価は、葬儀施行件数全体に占める直葬（火葬のみ）の割合が増えたため下落し、葬儀施行収入を下押しする要因となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、法事・法要ならびに、葬儀後の手続き等の手数料収入を中心に伸長しました。

この結果、当セグメントの売上高は28億49百万円、セグメント利益は４億56百万円となりました。

④ きずなグループ

きずなグループは、㈱家族葬のファミーユ、㈱花駒、㈱備前屋にて構成されております。今回の変則決算により連結期間は、2025年３月から2026年８月の18か月となります。当期は、業績が通期寄与（前期は2024年９月～2025年２月の６か月）となるため、葬儀施行収入は増加しました。

当セグメントの売上高は210億61百万円となりましたが、出店による固定費の増加、およびのれん償却額を10億71百万円計上したため、セグメント損失は86百万円となりました。

⑤　こころネットグループ

当期から新たな報告セグメントとして追加したこころネットグループは、当社子会社のこころネット㈱およびその子会社にて構成されております。みなし取得日は、2026年３月31日となっており、2026年４月より損益計算書を連結しております。

当セグメントの売上高は39億22百万円、セグメント利益は２億65百万円となりました。

⑥　持株会社グループ

持株会社グループの燦ホールディングス㈱においては、事業子会社からの不動産収入が増加しました。営業費用は、主に戦略的な新規出店に伴う地代家賃等の固定費の支出によるものです。また、こころネット㈱の連結子会社化に伴う一過性の費用３億79百万円を計上しております。

この結果、当セグメントの売上高は96億10百万円、セグメント利益は29億37百万円となりました。

2．企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は56億87百万円であり、以下のとおりであります。

設備投資内容	設備投資額(百万円)
会館新設等	5,630
その他（社内システム等）	57
合計	5,687

3．企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は㈱公益社から12億円、㈱タルイから９億円、ライフフォワード㈱から１億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行３行と総額10億円のコミットメントライン契約および取引銀行３行と総額15億円の当座貸越契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

4．対処すべき課題

当社は、2032年に迎える創業100年に向け、「10年ビジョン」を掲げ、持続的成長と企業価値向上を目指しております。本ビジョンでは、全国規模での出店拡大による事業基盤の強化と、ライフエンディングサポート事業の拡大による新たな価値提供の二つを柱に掲げています。

・全国規模での出店エリア拡大を進め、2031年度にグループ全体で葬儀会館550会館体制の構築を目指すこと
・ライフエンディングサポート事業を拡大し、シニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献するとともに、2031年度には売上100億円規模に成長させること

2026年８月期においては、葬儀会館の自社出店に加え、2026年２月にこころネット㈱を株式交換により完全子会社化いたしました。当社グループの展開エリアは、北海道から九州まで21都道府県に広がり、日本全国で安心と信頼のサービス提供が可能になりました。引き続き、ライフエンディングサポート事業の更なる成長に向けた取組みを強化し、「10年ビジョン」の着実な実現を目指してまいります。

「10年ビジョン」の実現にむけ、2025年４月より「中期経営計画2025年度-2027年度」を推進しております。近年、エンディング業界では同業他社に加え異業種からの新規参入が相次ぎ、競争環境は急速に変化しております。合わせて、人口減少および超高齢社会の進行により、葬儀に対するお客様の価値観も多様化し、ライフエンディング領域におけるシームレスなサービス提供へのニーズが一層高まっています。こうした事業環境の変化を踏まえ、当社は新たな中期経営計画に基づき、社会課題の解決と持続的な事業成長の両立を目指して取組んでまいります。

本計画では、以下の４つの重点テーマに取組み、企業価値の一層の向上を図ります。

①Growth（成長）

事業基盤の拡大に向けて、引き続き全国主要都市への出店を積極的に推進してまいります。出店施策においては、家族葬ブランドの「エンディングハウス」および「家族葬のファミーユ」を中心とした自社展開を加速するとともに、M&Aや他事業者との提携も活用し、グループ全体の成長を図ってまいります。また、ライフエンディングサポート事業においても、高付加価値サービスの創出・提供、サービスメニューの拡充、グリーフケアサポート活動の拡大を通じ、売上拡大と事業領域の拡張を推進してまいります。

②Quality（品質）

当社の強みであるサービス品質をさらに磨くべく、葬儀施行、関連商品、施設、サポート全般にわたる品質マネジメント体制を強化してまいります。あわせて、顧客満足度向上に向けた従業員教育・育成施策を充実させ、サービス提供力の向上を図ってまいります。質の高いサービスの提供を継続することで、他社との差別化を図り、持続的な競争優位性の確立を目指してまいります。

③Change（変革）

変革の取組みとして、㈱きずなホールディングス、およびこころネット㈱との経営統合（PMI）を推進し、機能・ノウハウの共有および重複機能の統合・最適化を進めてまいります。これにより経営効率を向上させるとともに、グループ全体の生産性と品質の一層の向上を目指します。さらに、グループ機能（事務、コールセンター、マーケティング等）についてもグループで集約、最適化を推進し組織全体の運営効率と対応力を強化してまいります。

④Sustainability（持続可能性）

持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、人的資本経営に注力し、ビジョン達成に必要なスキル・専門性を備える人材の採用・育成を進めてまいります。グループ内外を対象とした教育機関「燦ビジネス・アカデミア」を設立し、人材育成基盤の強化を図るとともに、エンゲージメント向上施策を継続的に実施し、組織力の強化を図ってまいります。また、資本コストや資本収益性を意識した経営の実践を通じて、PBR1倍超の実現を目指してまいります。資本収益性指標としてROEを採用し、効率改善を図るとともに、キャピタルアロケーション方針の開示や、IR機能の強化、配当については累進配当方針に基づく株主還元の強化を推進してまいります。さらに、ESG・SDGsへの積極的な取組みを通じて、社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指してまいります。

これらの取組みを通じて、当社は変化する社会ニーズに応えながら、ライフエンディング領域におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立し、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

5．企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

(1) 企業集団の財産および損益の状況

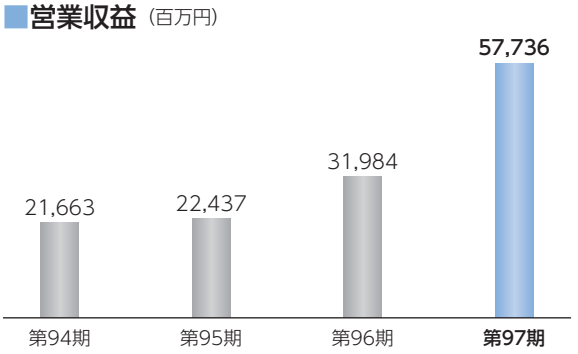
	2023年３月期 第94期	2024年３月期 第95期	2025年３月期 第96期	2026年8月期 第97期 (当連結会計年度)
営業収益（百万円）	21,663	22,437	31,984	57,736
経常利益（百万円）	3,843	3,800	4,363	3,734
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,783	2,363	4,721	4,562
１株当たり当期純利益	131円92銭	114円38銭	230円96銭	208円74銭
総資産（百万円）	36,229	37,585	63,053	73,750
純資産（百万円）	31,615	32,877	37,172	44,601
１株当たり純資産額	1,508円46銭	1,610円89銭	1,816円41銭	1,898円74銭

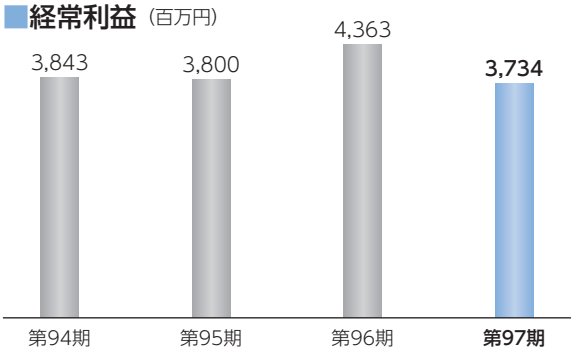
(2) 当社の財産および損益の状況

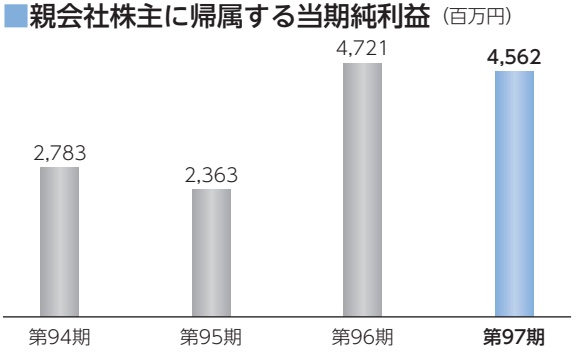
	2023年３月期 第94期	2024年３月期 第95期	2025年３月期 第96期	2026年8月期 第97期(当期)
営業収益（百万円）	6,147	6,683	6,783	9,610
経常利益（百万円）	2,668	2,996	2,450	3,390
当期純利益（百万円）	2,375	2,398	4,535	2,803
１株当たり当期純利益	112円59銭	116円08銭	221円89銭	128円27銭
総資産（百万円）	32,766	33,992	48,959	53,337
純資産（百万円）	29,964	31,262	35,371	41,024
１株当たり純資産額	1,429円71銭	1,531円76銭	1,728円43銭	1,746円44銭

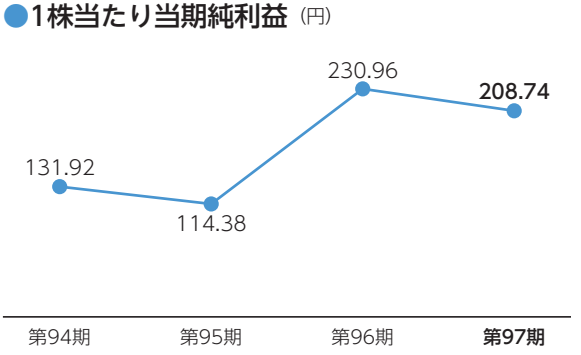
(注) １．当社は、2023年10月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。第94期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益および１株当たり純資産額を算定しております。
２．当社は、2026年３月31日付（みなし取得日）にてこころネット株式会社、株式会社たまのや、カンノ・トレーディング株式会社、株式会社フルール、株式会社ハートライン、株式会社北関東互助センター、株式会社喜月堂セレオ、カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社を連結子会社といたしました。
３．当社は、決算期を３月31日から８月31に変更いたしました。決算期変更の経過期間となる第97期は2025年４月１日から2026年８月の17ヶ月間となっております。

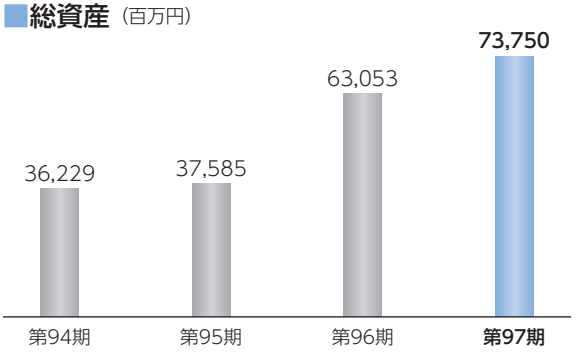
企業集団の財産および損益の状況

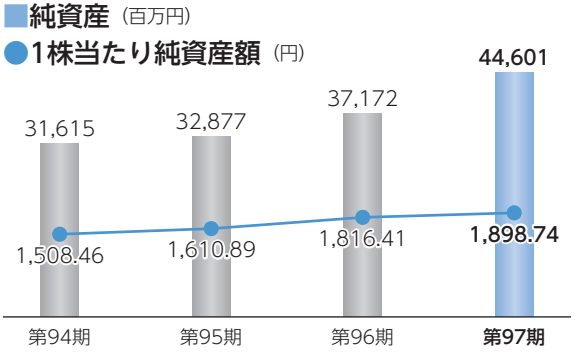






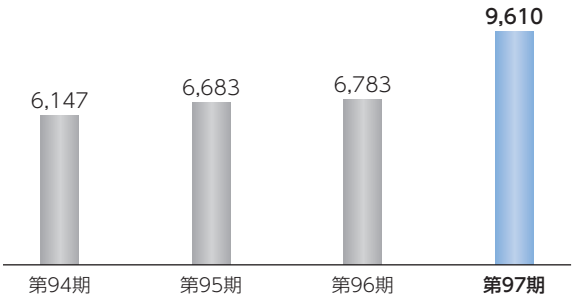




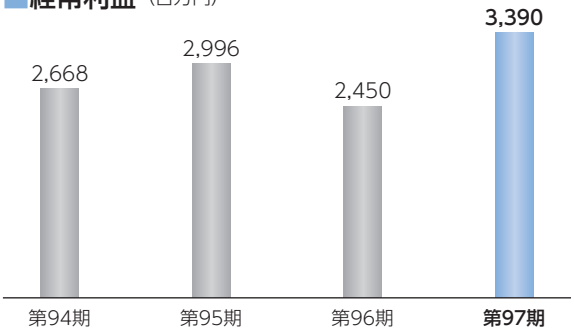


当社の財産および損益の状況

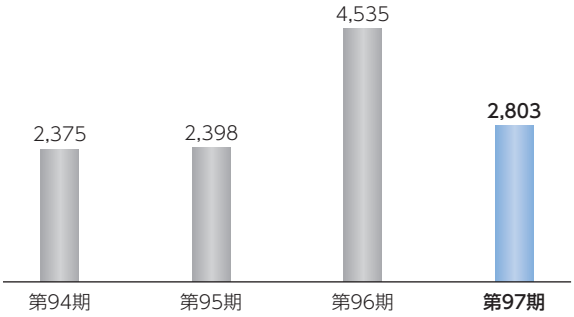
■営業収益（百万円）



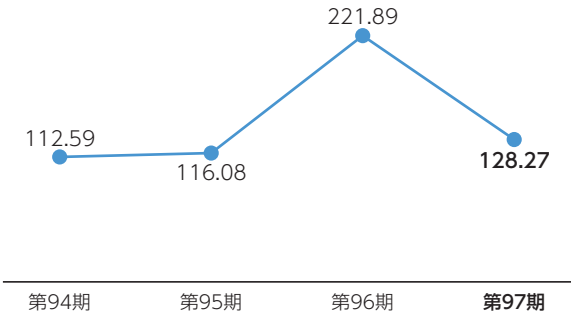
■経常利益（百万円）



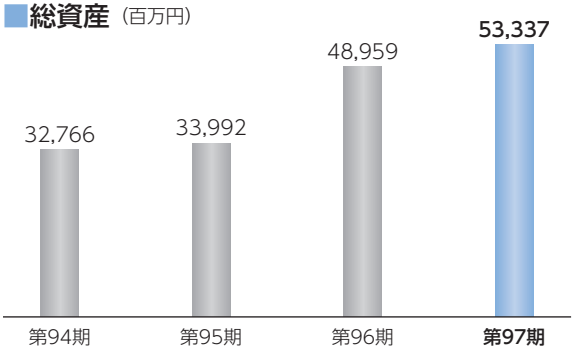
■当期純利益（百万円）



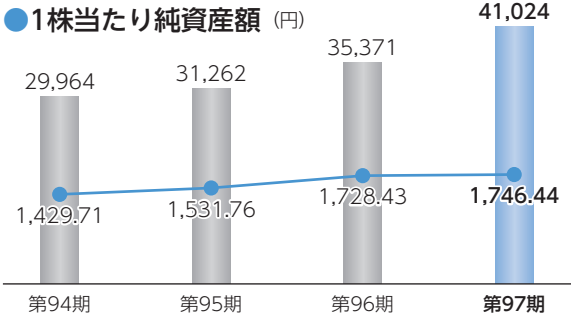
●1株当たり当期純利益（円）



■総資産（百万円）



■純資産（百万円）
●1株当たり純資産額（円）



6．重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

(2) 重要な子会社の状況

名　　称	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
		%	
株式会社公益社	100百万円	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、霊柩自動車運送事業、寝台自動車運送事業、生花事業
ｴｸｾﾙ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｻｰﾋﾞｽ株式会社	40百万円	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業
株式会社葬仙	10百万円	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株式会社タルイ	10百万円	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
ライフフォワード株式会社	10百万円	100	終活関連事業、返礼品および仏壇等の販売事業
株式会社きずなホールディングス	172百万円	100	きずなグループ（株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋）全体の経営戦略に関する立案、推進ならびに管理
株式会社家族葬のファミーユ	10百万円	100	葬儀葬祭に関する一切の業務 フランチャイズシステムによる葬儀葬祭事業の展開
株式会社花駒	10百万円	100	葬祭施行、法事・法要、生花販売、仏壇・仏具販売、運送業（霊柩）
株式会社備前屋	4百万円	100	葬儀全般、法要・アフターサポート、仏壇・仏具・墓石・墓地販売
こころネット株式会社	100百万円	100	こころネットグループの運営に係る企画
株式会社たまのや	50百万円	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、婚礼事業
株式会社北関東互助センター	40百万円	100	葬儀請負事業、互助会事業
株式会社喜月堂セレオ	3百万円	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業

名　　称	資　本　金	出資比率	主　要　な　事　業　内　容
カンノ・トレーディング株式会社	10百万円	100	石材事業
株式会社フルール	10百万円	100	生花事業、その他（装販）
株式会社ハートライン	50百万円	100	互助会事業
カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社	42百万円 (90億VND)	100	石材事業
株式会社クニカネクスト	36百万円	100	在宅医療マッサージサービス業、居宅・地域密着型サービス事業

1．当社は2026年２月１日（みなし取得日2026年３月31日）に株式交換により、こころネット株式会社を完全子会社といたしました。また、同社の子会社である株式会社たまのや、株式会社北関東互助センター、株式会社喜月堂セレオ、カンノ・トレーディング株式会社、株式会社フルール、株式会社ハートライン、カンノ・トレーディング・ベトナム有限会社を連結子会社といたしました。
2．当社は2025年6月に株式会社クニカネクストの全株式を取得し、完全子会社といたしました。
3．当社は2026年９月に連結子会社である株式会社家族葬のファミーユを存続会社とし、当社連結子会社である株式会社きずなホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

７．企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主　要　な　事　業　内　容
葬　儀　事　業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売、終活関連
運　送　事　業	霊柩自動車運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ　の　他　の　事　業	不動産事業、介護事業、石材事業、婚礼事業、互助会事業、在宅医療マッサージ業、居宅・地域密着型サービス事業

8．企業集団の主要な拠点等

2026年８月31日現在

会　　社	名　称	所　　在　　地
燦ホールディングス株式会社	本社	大阪市北区 東京都港区
株式会社公益社	本社	大阪市北区 東京都港区
	会館	（公益社） 東 京 都　14会館　神奈川県　４会館 大 阪 府　29会館　兵 庫 県　９会館 奈 良 県　４会館 （エンディングハウス） 神奈川県　４会館　東 京 都　２会館 大 阪 府　10会館
株式会社葬仙	本社	鳥取県米子市
	会館	（葬仙） 鳥 取 県　10会館　島 根 県　４会館
株式会社タルイ	本社	兵庫県明石市
	会館	（タルイ） 兵 庫 県　16会館
エクセル・サポート・サービス株式会社	本社	大阪市北区
	店舗	（なごみ庵きたはま） 大 阪 府　２店舗 （ポシブル） 大 阪 府　２店舗　兵 庫 県　４店舗
ライフフォワード株式会社	本社	東京都港区
	店舗	（仏壇ギャラリーユーアイ） 大 阪 府　１店舗

会　　社	名　称	所　　在　　地
株式会社きずなホールディングス	本社	東京都港区
株式会社家族葬のファミーユ	本社	東京都港区
	会館	(家族葬のファミーユ) 北 海 道　26会館　千 葉 県　37会館 東 京 都　3会館　神奈川県　5会館 埼 玉 県　5会館　群 馬 県　3会館 愛 知 県　33会館　三 重 県　2会館 熊 本 県　27会館　宮 崎 県　35会館
株式会社花駒	本社	京都府相楽郡
	会館	(イマージュ) 京 都 府　3会館 (家族葬のファミーユ) 大 阪 府　4会館　京 都 府　6会館 奈 良 県　5会館
株式会社備前屋	本社	岡山県瀬戸内市
	会館	(オブジェ) 岡 山 県　3会館 (家族葬のファミーユ) 岡 山 県　11会館

会　　社	名　称	所　　在　　地
こころネット株式会社	本社	福島県福島市
株式会社たまのや	本社	福島県福島市
	会館	(こころ斎苑) 福 島 県　23会館　茨 城 県　3会館
		(とわノイエ) 福 島 県　7会館
		(もとみや斎場) 福 島 県　2会館
	店舗	(ぶつだんプラザ) 福 島 県　2店舗
カンノ・トレーディング株式会社	本社	福島県福島市
	店舗	(石のカンノ) 福 島 県　5店舗　長 野 県　1店舗
株式会社フルール	本社	福島県福島市
株式会社ハートライン	本社	福島県福島市
株式会社北関東互助センター	本社	栃木県宇都宮市
	会館等	(とわノイエ) 栃 木 県　6会館
		(はまつ斎苑) 栃 木 県　1会館
		(こころ館) 栃 木 県　1会館
株式会社喜月堂セレオ	本社	山梨県韮崎市
	会館等	(セレオホール) 山 梨 県　3会館
		(家族葬のセレオ) 山 梨 県　1会館
	店舗	(お仏壇の喜月堂) 山 梨 県　1店舗 (flower terrace hanahiro) 山 梨 県　1店舗

9．企業集団および当社の使用人の状況

(1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数		前期末比増減
公益社グループ	717名	(555名)	99名増
葬仙グループ	60名	(33名)	4名増
タルイグループ	55名	(45名)	10名増
きずなグループ	393名	(563名)	13名増
こころネットグループ	362名	(228名)	362名増
持株会社グループ	56名	(0名)	2名増
合計	1,643名	(1,424名)	490名増

(注) 1　使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（　）内に外数で記載しております。

2　2026年2月1日（みなし取得日2026年3月31日）に株式交換により、こころネット株式会社を完全子会社としたため、同社およびその子会社を連結の範囲に含めたことにより、こころネットグループにおいて前期末比362名の増となっております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	2名増	50.4歳	12年3ケ月

(注)　使用人数は就業人員であります。

10．企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,808百万円
株式会社みずほ銀行	4,416百万円

(注) 株式会社三井住友銀行の借入額には、株式会社三井住友銀行を主幹とするシンジケートローン10,000百万円、および株式会社みずほ銀行を主幹とするシンジケートローン2,000百万円が含まれております。

Ⅱ．会社の状況に関する事項

1．株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　84,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　23,640,481株（自己株式559,519株を除く）

(3) 株主数　　6,820名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,927,800	8.15
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	1,142,500	4.83
銀泉株式会社	1,118,800	4.73
株式会社公益社（京都）	932,800	3.95
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	841,500	3.56
カンノ合同会社	828,000	3.50
久後陽子	793,612	3.36
久後吉孝	639,200	2.70
久後隆司	597,188	2.53
小西光治	467,204	1.98

（注）１．上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社　　1,927千株
株式会社日本カストディ銀行　　841千株

２．株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

３．当社は、自己株式559,519株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

４．自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式150,400株が含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年６月25日開催の第90期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2025年７月17日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年８月８日付で取締役（社外取締役を除く。）４名に対して自己株式93,700株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

2．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

2026年８月31日現在

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野呂　裕一	㈱公益社　代表取締役会長、ライフフォワード㈱　代表取締役会長、こころネット㈱　取締役副会長
代表取締役社長	播島　聡	㈱きずなホールディングス　代表取締役社長兼グループCEO、㈱花駒　取締役会長、㈱備前屋　代表取締役会長
取締役専務執行役員	宮島　康子	マーケティング企画部・システム＆オペレーション部・情報システム部管掌兼担当、マーケティング企画部長、㈱きずなホールディングス　代表取締役副社長
取締役執行役員	横田　善行	総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長、㈱グランセレモ東京　取締役、こころネット㈱　取締役
※１　取締役	横見瀬　薫	㈱AOKIホールディングス　社外取締役
※１　取締役	根岸　千尋	
常勤監査役	秦　一二三	㈱公益社　監査役、エクセル・サポート・サービス㈱　監査役、㈱葬仙　監査役、㈱タルイ　監査役、ライフフォワード㈱　監査役、㈱きずなホールディングス　監査役
※２　監査役	本間　千雅	弁護士 本間法律事務所　代表 ㈱新潟公益社　取締役
※２　監査役	三上　祐人	行政書士 行政書士三上祐人事務所　所長

(注) １．※１は社外取締役であります。
２．※２は社外監査役であります。
３．常勤監査役秦　一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、取締役横見瀬　薫、根岸千尋および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約に関する事項

2015年６月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）２名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア．基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

（ア）燦ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。

（イ）中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。

（ウ）報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
（エ）報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

イ．報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下のとおりです。

（ア）設置目的

取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。

（イ）委員の構成

代表取締役（２名）、社外取締役（２名）にて構成し、委員長は代表取締役社長としています。

（ウ）運用方針

予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会に答申することとしています。

ウ．役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下のとおりです。

（ア）基本報酬

取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額３億50百万円以内、監査役：年額50百万円以内）の範囲内において決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。

取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

（イ）賞与（業績連動報酬等）

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の３％以内（但し、１億円を上限とする）とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したうえで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により０％～200％の間で変動します。

⑷取締役および監査役の報酬等のア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウエイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益（20%）、②連結営業利益（40%）、③EBITDA（20%）、④ROE（20%）の４つのKPIそれぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率（３年間）としています。また、個人業績（代表取締役は対象外）の評価はMBO（目標管理制度）の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第97期の業績連動報酬に係る主な連動指標の実績は連結営業収益577億36百万円および連結営業利益39億54百万円であります。

（ウ）株式報酬（非金銭報酬等）

取締役の株式報酬については、株主総会で決められた取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額３億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の株式数の上限を960,000株としており、株式報酬は役位および当社の業績指標に応じて譲渡制限付株式の割当株数を設定し、譲渡制限付株式を年１回付与することとしています。

また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）を可能とする仕組みを導入しています。

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

①役位連動部分

役位連動部分は、役位毎に付与する株式数（基本報酬+賞与の15%）は中期経営計画の期間を通じて一定とし（2025年６月～2028年11月末までを適用期間とします。）支給します。

なお、役位連動部分は、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。

②業績連動部分

業績連動部分は、業績評価指標（ＫＰＩ）を反映した業績連動型株式報酬として支給します。業績連動部分の算定に用いる業績評価指標（ＫＰＩ）は、当社の財務指標（当社の企業価値に関する指標である配当込みＴＯＰＩＸ対比ＴＳＲおよび株価成長率）および非財務指標（従業員エンゲージメントのＥＳＧ指標）を設定しています。

（エ）報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとしています。但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

取締役

①基本報酬　(55%)

②賞　　与　(15%)

③株式報酬　(30%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

② 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	350	179	40	130	7
(うち社外取締役)	(20)	(20)	(—)	(—)	(3)
監査役	31	31	—	—	3
(うち社外監査役)	(11)	(11)	(—)	(—)	(2)
合計	381	210	40	130	10
(うち社外役員)	(32)	(32)	(—)	(—)	(5)

(注) 1．非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

2．取締役の報酬等の額は、年額３億５千万円以内の基本報酬と、支給日の前事業年度連結経常利益の３%以内（ただし、１億円を上限とする）とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年６月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額３億円以内（株式数の上限960,000株）とし、2025年６月25日開催の第96期定時株主総会において決議されました（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は４名です。

3．監査役の基本報酬の限度額は、５千万円以内とし、1997年６月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

4．業績連動報酬等については「(4)取締役および監査役の報酬等」「ウ．役員報酬体系」「（イ）賞与（業績連動報酬等）」のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地 位	氏　　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	横見瀬　　薫	㈱AOKIホールディングス　社外取締役	特別の関係はありません。
監査役	本　間　千　雅	弁護士 本間法律事務所　代表 ㈱新潟公益社　取締役　(注)	特別の関係はありません。
監査役	三　上　祐　人	行政書士 行政書士三上祐人事務所　所長	特別の関係はありません。

(注) ㈱新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役　横見瀬　　薫	当期開催の取締役会22回の全てに出席し、主にＥＳＧ経営の推進、消費者行政分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
取　締　役　根　岸　千　尋	2025年６月25日就任以降、当期開催の取締役会19回の全てに出席し、人材ビジネスをはじめとする企業経営全般に関する豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
監　査　役　本　間　千　雅	当期開催の取締役会22回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。
監　査　役　三　上　祐　人	当期開催の取締役会22回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。

3．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額　103百万円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　7百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

３．当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である気候関連開示の高度化に関する助言指導業務を委託し対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

-4．株式会社の支配に関する基本方針について

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

燦ホールディングスグループ経営理念のミッション「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」は、葬儀事業からライフエンディングのトータルサポート企業へ、また新規事業の展開へと新しい価値を創り出すことに挑戦しつづける当社が、商品やサービスを通じてお客様と地域の人々の人生に潤いと豊かさを感じてもらうこと、よりよく生きる喜びを感じてもらうことが社会に果たすべき使命であるということを意味しています。

ビジョンは、当社の目指すべき未来の姿として、「人の心に寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、一人ひとりが情熱を持って、主体的に行動し挑戦しつづける企業」になることを掲げました。

バリューは、ミッション、ビジョンを実現するために、当社グループとして大切にすべきこと、価値観をまとめ、「人生を主体的によりよく生きること、成長していくこと、変化を恐れず挑戦しつづけること、進化していくこと」としました。

それに加えて、2022年４月に私たちの社会に対しての存在意義、存在価値をあらためて定義し、当社グループのパーパス「シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」を制定しました。

この経営理念とパーパスのもとに、人生100年時代の社会に貢献する取組みを進めてまいります。

昨今、エンディング業界では同業他社に加えて異業種からの新規参入が相次ぎ、また、人口減少や超高齢社会の進行に伴い、お客様の価値観やニーズが大きく変化しています。こうした事業環境の変化を踏まえ、当社は2022年に、2032年の創業100年に向けた将来像として「10年ビジョン」を策定いたしました。本ビジョンでは、（1）全国規模での出店拡大による事業基盤の強化、（2）ライフエンディングサポート事業の拡大による新たな価値提供の実現、の２点を重点方針として掲げております。具体的には、2031年度までにグループ全体で葬儀会館210会館体制の構築を目指すとともに、ライフエンディングサポート事業においては、シニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に資するサービスを拡充し、同年度に売上100億円規模への成長を見込んでおります。

2025年３月期においては、葬儀会館の自社出店に加え、㈱きずなホールディングスをTOBにより連結子会社化した結果、グループ全体の葬儀会館数は267会館に達し、葬儀事業の拡大目標については計画を前倒しで達成いたしました。新たな目標として葬儀会館数を「550会館」に引き上げ、さらなる拡大を目指してまいります。

2025年４月からは、こうした実績を踏まえ、新たなステップとして「中期経営計画2025年度-2027年度」を開始いたしました。引き続き、企業価値の一層の向上と、更なる成長に向けた取組みを強化し、「10年ビジョン」の着実な実現を目指してまいります。

「中期経営計画2025年度-2027年度」では、「Growth（成長）」、「Quality（品質）」、「Change（変革）」、「Sustainability（持続可能性）」の４つの重点テーマに取り組んでまいります。

また、資本コストや資本収益性を意識した経営の実践を通じて、企業価値向上を図り、早期にPBR1倍の達成を目指してまいります。資本収益性指標としてROEを採用し、効率改善を図るとともに、キャピタルアロケーション方針の開示や、IR機能の強化、配当については累進配当方針に基づく株主還元の強化を推進してまいります。さらに、ESG・SDGsへの積極的な取組みを通じて、社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指してまいります。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、 2016年６月23日開催の第87期定時株主総会において、独立性の高い社外取締役２名を含む６名の取締役の体制となって以降、その構成を維持しており、社外取締役による外部の視点を活かした経営に対する監督を実施してきております。また、当社の監査役会も、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっております。

また、当社の社外取締役を除く取締役に対しては、その報酬の一部について譲渡制限付の当社普通株式を割り当てる方法によることとし、年１回付与しておりますが、当該譲渡制限付当社普通株式については、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）を可能とする仕組みを導入するなど、企業価値向上に資するインセンティブを付与しつつ透明性・公正性にも配慮した仕組みとしています。加えて、指名委員会および報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる充実を図っております。

当社は、これらの取組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2025年５月８日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定した上で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、2025年６月25日開催の第96期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、c.上記a.またはb.に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本c.において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または、当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）を対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る

買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます（適宜回答期限を設けます。）。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当て等を実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権１個あたり１円を下限として当社株式の１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権１個につき１株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第96期定時株主総会終了後３事業年度目の事業年度に関する定時株主総会（2028年11月下旬を予定）終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権の無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに基づく新株予約権の無償割当て等が実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS01914/6afe1a2d/be12/41a7/9add/17e2bd68d62d/140120250508534453.pdf）に掲載する2025年５月８日付プレスリリースにおいて開示されております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「（2）①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであります。

また、「（2）②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第96期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第96期定時株主総会終了後３事業年度目の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の最重要課題の一つと考えております。剰余金の配当につきましては、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、ならびに財務の健全性等を総合的に勘案しながら、累進配当政策を採用し、原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を継続的に実施する方針であります。また、自己株式の取得につきましては、今後も株価やその他諸条件を考慮のうえ機動的な実施を検討してまいります。内部留保につきましては、積極的な新規会館開設を中心に、ITやM&A等の戦略的投資の原資に充て、経営基盤の強化と企業価値向上をはかってまいります。

当期の配当につきましては、中間配当金を１株当たり28.5円としたほか、期末配当金につきましては直近予想のとおり１株当たり28.5円として2026年11月27日開催予定の第97期定時株主総会に上程させていただきます。その結果、当期(2025年４月１日から2026年８月31日までの17か月間)では１株当たり57円、配当性向は27.3%となります。（12か月間に換算すると年間40円の配当になります。）

なお、次期の配当につきましては、上記の配当方針をふまえて、１株当たり年間41円（中間配当金、期末配当金各20.5円、予想配当性向58.4%）とさせていただく予定です。

(2) 重要な企業再編等の状況

当社は、2026年２月にこころネット㈱を株式交換により完全子会社化いたしました。（みなし取得日2026年３月31日）

（注） 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年８月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**13,576**
現金及び預金	9,445
営業未収入金及び契約資産	1,904
商品及び製品	513
原材料及び貯蔵品	100
その他	1,649
貸倒引当金	△35
固定資産	**60,173**
有形固定資産	**41,419**
建物及び構築物	21,642
機械装置及び運搬具	174
工具、器具及び備品	572
土地	17,289
リース資産	1,264
建設仮勘定	476
無形固定資産	**11,622**
のれん	10,174
商標権	755
その他	692
投資その他の資産	**7,131**
長期貸付金	209
繰延税金資産	1,547
投資有価証券	1,883
差入保証金	2,123
その他	1,393
貸倒引当金	△25
資産合計	**73,750**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**7,319**
営業未払金	1,353
１年内返済予定の長期借入金	2,459
リース債務	187
未払法人税等	392
未払消費税等	291
賞与引当金	655
役員賞与引当金	44
その他	1,934
固定負債	**21,828**
長期借入金	10,092
リース債務	1,003
資産除去債務	1,726
従業員株式給付引当金	32
前払式特定取引前受金	8,596
その他	377
負債合計	**29,148**

純資産の部	
科目	金額
株主資本	**44,583**
資本金	2,568
資本剰余金	8,324
利益剰余金	34,453
自己株式	△762
その他の包括利益累額	**18**
その他有価証券評価差額金	12
為替換算調整勘定	5
純資産合計	**44,601**
負債及び純資産合計	**73,750**

※　記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年４月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**57,736**
営業費用		47,964
営業総利益		**9,771**
販売費及び一般管理費		5,817
営業利益		**3,954**
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	0	
持分法による投資利益	35	
雑収入	87	169
営業外費用		
支払利息	273	
解体撤去費用	47	
雑損失	68	389
経常利益		**3,734**
特別利益		
固定資産売却益	1	
受取保険金	53	
負ののれん発生益	2,810	
その他	0	2,866
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	63	
子会社株式評価損	99	
減損損失	520	
災害による損失	32	
その他	29	746
税金等調整前当期純利益		**5,853**
法人税、住民税及び事業税	1,568	
法人税等調整額	△277	1,291
当期純利益		**4,562**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,562**

※　記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年８月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	**2,097**
現金及び預金	1,453
前払費用	376
未収入金	212
原材料及び貯蔵品	0
その他	55
固定資産	**51,240**
有形固定資産	**23,391**
建物	9,844
構築物	831
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	92
土地	12,214
建設仮勘定	407
無形固定資産	**406**
ソフトウエア	307
電話加入権	28
ソフトウエア仮勘定	68
その他	2
投資その他の資産	**27,442**
関係会社株式	22,446
出資金	0
長期貸付金	3,799
長期前払費用	253
繰延税金資産	391
差入保証金	1,063
その他	5
貸倒引当金	△518
資産合計	**53,337**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**3,860**
営業未払金	0
短期借入金	2,250
１年内返済予定の長期借入金	996
未払金	367
未払費用	10
未払法人税等	123
賞与引当金	46
役員賞与引当金	35
その他	29
固定負債	**8,453**
長期借入金	7,593
資産除去債務	739
従業員株式給付引当金	1
その他	119
負債合計	**12,313**

純資産の部	
科目	金額
株主資本	**41,024**
資本金	2,568
資本剰余金	8,324
資本準備金	7,087
その他資本剰余金	1,237
利益剰余金	30,894
利益準備金	225
その他利益剰余金	30,668
配当平均積立金	230
固定資産圧縮積立金	208
別途積立金	8,433
繰越利益剰余金	21,796
自己株式	△762
純資産合計	**41,024**
負債及び純資産合計	**53,337**

※　記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（2025年４月１日から2026年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**9,610**
営業費用		
不動産賃貸原価	3,817	
一般管理費	2,324	6,141
営業利益		**3,468**
営業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	93	
雑収入	10	160
営業外費用		
支払利息	176	
解体撤去費用	31	
雑損失	31	239
経常利益		**3,390**
特別利益		
その他特別利益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	38	
貸倒引当金繰入額	76	
減損損失	232	
関係会社株式評価損	115	
その他	7	469
税引前当期純利益		**2,931**
法人税、住民税及び事業税	218	
法人税等調整額	△91	127
当期純利益		**2,803**

※　記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月15日

燦ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　見　勝　文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　場　達　哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　田　尚　美

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年10月15日

燦ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙　見　勝　文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　場　達　哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　田　尚　美

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、燦ホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年８月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合に

は当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年８月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年10月15日

燦ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　秦　　一二三　㊞

社外監査役　本間　千雅　㊞

社外監査役　三上　祐人　㊞

以　上

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーにて送迎バスをご案内しておりますのでご利用ください。

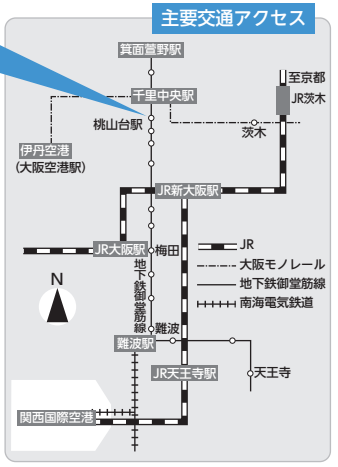
定時株主総会会場へのご案内
（燦ホールディングス株式会社）

会　場　　公益社　千里会館（まほろば）
住　所　　〒565-0854　大阪府吹田市桃山台５丁目３番10号
ＴＥＬ　　０６－６８３２－００３４
ＦＡＸ　　０６－６８３１－７９８４

会場周辺マップ



主要交通アクセス



交通機関

■JR大阪駅からのアクセス
「梅田駅」より地下鉄御堂筋線
「箕面萱野駅」行き乗車。
北大阪急行「桃山台駅」(南出口)から下車。
(所要時間20分)

■伊丹空港からのアクセス
「大阪空港駅」より大阪モノレールに乗車、
「千里中央駅」にて北大阪急行に乗り換え、
「桃山台駅」(南出口)から下車。（所要時間30分）

UD FONT